

第3議案

平成31年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休庭及び夏期休庭中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第1・2民事部まで、第1・4民事部から第1・7民事部まで及び第1・9民事部から第2・4民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第2・4民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部が、(10)から(15)までの

事件は、第10民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に

に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第2条第3号所定の事件 ((1),(2)の訴訟に係る抗告事件, (1)の訴訟を本案とする民事保全事件, (2)の訴訟を本案とする執行停止事件, (1),(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件, 商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件, 上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件 ((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件 (知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第1.2刑事部までは, 刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所, 地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件, 抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件, 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは, 次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。), 抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休庭中に受理した事件については、休庭部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。
- ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (執務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。
- イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。
- ウ 翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。
- エ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。
- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわりなく、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (5) (1)のうち、各種税法違反事件 (関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。) は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配

する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受領の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議によ

り、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。

11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。

12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。

13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。

2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。

2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。

3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

1 この定めは、平成31年1月1日から施行する。

2 この定めの第4章2の(1), (2), (3), (4), (6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定めの第4章3, 10, 11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。

4 この定めの第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請

求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

(別表1)

東京高等裁判所裁判官配置表(平成31年1月1日現在)

民事部											
部	裁判官	部	裁判官	部	裁判官	部	裁判官	部	裁判官	部	裁判官
第1民事部	総 深吉菊 見田池 尚絵宏 多分	正弘理 敏聰	宏史彩文 英俊	山本 野橋 吉角	中原 西原 澤鳴	第21民事部	中原 野金大	茂子幸樹志 道利秀洋	夫子一一宏 幸真理基孝光	哲達子津論 宏理	涉智則行子 文隆隆直
第2民事部	総	昭夫晋 千昌左	人生泰修	藤邊木 近渡青 上山井守	西原澤鳴	第22民事部	白高岡 岡田榎	夫子一一宏 幸真理基孝光	夫子一一宏 幸真理基孝光	石堀川澤	田木海友石
第4民事部	総	子憲靖 史貴一	人人生泰修	藤山岡 後中藤 湯菊池川	中原澤鳴	第23民事部	白内小廣	哲達子津論 宏理	白内小廣	哲達子津論 宏理	村一小住建
第5民事部	総	之明健 仁利政	健子信 政繪	木崎山 八柴片平 木山田杉	中原澤鳴	第24民事部	田木海友石 一小住建	涉智則行子 文隆隆直	田木海友石 一小住建	涉智則行子 文隆隆直	村一小住建
第7民事部	総(兼)	立森下	萩河馬 立森下	原田場 森向	紀常夫 秀泰純	第16民事部	原田場 森向	裕養子 浩紀	忠順俊	忠順俊	忠順俊
第8民事部	総	阿上嶋 田末野口	潤哲秀 和典治	川松武 岡田辻	人朗	第17民事部	川松武 岡田辻	人朗	朝拓	朝拓	朝拓
第9民事部	総	木井田永	敏泰 謙史	都飯新 築塚田本	政圭和	第19民事部	都飯新 築塚田本	政圭和	一憲拓	一憲拓	一憲拓
第10民事部	総	齊石廣 増間	亨二明 元和	山口下木野 畠野池鈴板	忠	第20民事部	山口下木野 畠野池鈴板	忠	彦朗子哉	彦朗子哉	彦朗子哉

刑 事 部											
部			部			部			部		
第1刑事部	裁 判 官	部	裁 判 官	部	裁 判 官	部	裁 判 官	部	裁 判 官	部	裁 判 官
第1刑事部	総 若 佐 高 高	裁 判 官 敦 正 純 昌	部 園 藤 橋 杉	雄 信 子 希	裁 判 官 敏 則 晋 直 香	部 井 池 藤 西 渡	明 郎 樹 子	裁 判 官 一 津	部 朝 阿 矢 水	勤 子 之	史 已 雄 夫
第2刑事部	総 青 高 溝	裁 判 官 順 泰	部 柳 木 田	勤 子 之	裁 判 官 忠 奥 大 小	部 熊 鉢 山 橋 寺	史 豪 治 太	裁 判 官 弘 健	部 芳 浩 昌 壮	朝 阿 矢 水	力 人 郎 明 子
第3刑事部	総 (兼) 中 奥 來 中	裁 判 官 智 直 正	部 里 山 司 川	美 豪 美 隆	裁 判 官 (兼) (兼) (兼)	部 青 高 溝	勤 子 之	裁 判 官 順 泰	部 木 木 藤 橋 泉	木 木 藤 橋 泉	直 晋 康 滿 理
第4刑事部	総 後 成 地 金 福	裁 判 官 眞 洋 大 直	部 藤 川 引 子 島	子 司 広 作 之	裁 判 官 (兼) (兼) (兼)	部 澤 川 津	治 司 道 寛	部 合 竹 青 石	木 木 藤 橋 泉	田 下 木 川	三 雄 佳 司
					第9刑事部	第10刑事部	第11刑事部	第12刑事部			
					総 (兼) (兼)	総 (兼)	総 (兼)	総 (兼)			
					第5刑事部	第6刑事部	第7刑事部	第8刑事部			

特 別 部		第 4 特 別 部 (分限、内乱、国民審査、弁護士法事件等)	
第 1 特・別 部 (海難事件)		第 3 特 別 部 (独占禁止等関係事件)	
総	道 晴子 道 裕穂 道 稔彦 道 義朗 道 真一 道 忠浩 道 真順 道 幸雄 道 俊	晴子之正彦潤夫博郎明涉之昭晋子哲弘健秀淳智章昭則理章行美敏一人子優子樹信子子彩生聰信研彦亮矢輔充 規 千千 眞 義敏 左 一英 雅 昌 直 尚 尚 和 文 典 浩 隆絵 隆 治 雅 謙 泰 直 知 正 澄 礼 修 宏 利 卓 大 宏	道 晴茂文紀雄浩洋子美夫士一常人夫幸一郎信樹恵志美隆子希子 道 敏秀敦 道 一道智哲泰憲泰直純利順政 道 真正秀史洋直正純自孝 道 中齊萩若石八原中柴廣片河平馬野杉西増佐金間大來中高高矢 道 西木原園井木里崎田山田田場原山森永藤澤嶋司川橋杉向 道 林中齊萩若石八原中柴廣片河平馬野杉西増佐金間大來中高高矢
総	神山口田下藤木田辻野 林川島野松池武鈴岡中板	見岡部邊藤鷹津田野藤木山田田岡末岡木野川海池池友口川河上石門澤浦野根岡橋山分多爪庄田瀬井谷明 林高森深鶴阿渡後大黒村昔近青中上吉今嶋藤一岡湯小菊菊住田小古井建山大杉佐閑森高守餘橋古寺片磐熊間	道 晴三之史豪雄治佳司太 道 慎一孝 道 弘美貴健 道 田熊鉢山下橋木川寺 道 林合大忠奥竹大青石小野
第 2 特 別 部 (人身保護事件)		第 5 特 別 部 (逃亡犯人引渡法による事件)	
総	吉築木塚村田原本 林秋都齊飯田新築山	晴美則夫一巳憲理拓 道 仁政利圭政和絵	道 悅一孝 道 弘美貴健 道 田熊鉢山下橋木川寺 道 林合大忠奥竹大青石小野

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。

(別表2)

夏期休廷部日割表(平成31年度)

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民事部	第2民事部	第1民事部	第1民事部	第2民事部
	第4民事部	第20民事部	第20民事部	第4民事部
	第5民事部	第7民事部	第7民事部	第5民事部
	第8民事部	第9民事部	第9民事部	第8民事部
	第11民事部	第10民事部	第10民事部	第11民事部
	第12民事部	第14民事部	第14民事部	第12民事部
	第15民事部	第16民事部	第16民事部	第15民事部
	第17民事部	第19民事部	第19民事部	第17民事部
	第21民事部	第22民事部	第22民事部	第21民事部
	第23民事部	第24民事部	第24民事部	第23民事部
刑事部	第3刑事部	第6刑事部	第1刑事部	第5刑事部
	第5刑事部	第1刑事部	第2刑事部	第12刑事部
	第8刑事部	第11刑事部	第4刑事部	第10刑事部
	第10刑事部	第4刑事部	第6刑事部	第3刑事部
	第12刑事部	第2刑事部	第11刑事部	第8刑事部

(別表3)

開廷日割表(平成31年度)

部	開廷日	法廷	部	開廷日	法廷	
民事部	第1民事部	月・水・金	民事822号	第1刑事部	月・水・金	刑事720号
	第2民事部	火・木・金	民事822号	第2刑事部	月・火・木	刑事720号
	第4民事部	火・木・金	民事817号	第3刑事部	月・水・金	刑事410号
	第5民事部	月・水・金	民事511号	第4刑事部	月・火・木	刑事506号
	第7民事部	火・木・金	民事511号	第5刑事部	月・水・金	刑事506号
	第8民事部	火・木・金	民事809号	第6刑事部	月・火・木	刑事410号
	第9民事部	月・水・金	民事809号	第8刑事部	月・水・金	刑事805号
	第10民事部	火・木・金	民事825号	第10刑事部	月・火・木	刑事805号
	第11民事部	月・水・金	民事825号	第11刑事部	月・水・金	刑事622号
	第12民事部	月・水・金	民事824号	第12刑事部	月・火・木	刑事622号
	第14民事部	火・木・金	民事824号	第1特別部	随時	
	第15民事部	月・水・金	民事808号	第2特別部	随時	
	第16民事部	火・木・金	民事808号	第3特別部	随時	
	第17民事部	月・水・金	民事812号	第4特別部	随時	
	第19民事部	火・木・金	民事812号	第5特別部	随時	
	第20民事部	月・水・金	民事817号			
	第21民事部	火・木・金	民事424号			
	第22民事部	月・水・金	民事424号			
	第23民事部	月・水・金	民事717号			
	第24民事部	火・木・金	民事717号			

平成31年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新旧対照表

(現行)

(改正案)

第1章 裁判官の配置

- 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休庭及び夏期休庭中の代理は、別表2のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第22民事部、第23民事部、第24民事部及び第1民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。

- 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
- 選舉に関する訴訟事件
- 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は

第1章 裁判官の配置

- 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休庭及び夏期休庭中の代理は、別表2のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。

- 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
- 選舉に関する訴訟事件
- 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は

住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高

住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
 - (5) 差戻事件及び再審事件
 - (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
 - (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
 - (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
 - (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
 - (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
 - (12) 電波法第97条の事件
 - (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
 - (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
 - (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
 - (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件
- 2 知的財産高等裁判所
- 知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。
- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
 - (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
 - (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
 - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
 - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）
 - (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高

等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）
第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の

等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）
第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の

<p>控訴事件</p> <p>4. 第4特別部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 裁判所法第16条第4号の事件 (2) 裁判官分限法第3条の事件 (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件 (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件 (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件 (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件 <p>5 第5特別部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 逃亡犯人引渡法による審査等請求事件 (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件 (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件 (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件 (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事件 <p>6 第1特別部から第5特別部まで 各特別部における次に掲げる事件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件 (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件 (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件 (4) 刑事に関する差戻事件 (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件 <p>第4章 事件の分配</p> <p>第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。</p> <p>1 民事部が分担する事件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超える1 	<p>控訴事件</p> <p>4. 第4特別部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 裁判所法第16条第4号の事件 (2) 裁判官分限法第3条の事件 (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件 (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件 (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件 (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件 <p>5 第5特別部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 逃亡犯人引渡法による審査等請求事件 (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件 (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件 (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件 (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事件 <p>6 第1特別部から第5特別部まで 各特別部における次に掲げる事件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件 (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件 (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件 (4) 刑事に関する差戻事件 (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件 <p>第4章 事件の分配</p> <p>第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。</p> <p>1 民事部が分担する事件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超える1
---	---

9冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第22民事部、第23民事部、第24民事部及び第1民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第22民事部、第23民事部、第24民事部及び第1民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、

9冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第24民事部、第1民事部、第2民事部及び第4民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、

原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）は、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわりなく、第一審の審判が単独体で行われたものと合體体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係において

原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）は、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわりなく、第一審の審判が単独体で行われたものと合體体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係において

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(1)から

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(1)から

- (3)まで及び(5)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順位により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。
- ### 第5章 開廷日割
- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することが
- (3)まで及び(5)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順位により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。
- ### 第5章 開廷日割
- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することが

できる。

- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この定めの第4章2の(1), (2), (3), (4), (6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理事立事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定めの第4章3, 10, 11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定めの第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

できる。

- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この定めの第4章2の(1), (2), (3), (4), (6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理事立事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定めの第4章3, 10, 11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定めの第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)